

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地区画整理事業に係る換地処分のお知らせがなされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、公告日の翌日から登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、ご注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行できませんのでご注意願います。

ご不明な点は、管轄登記所の職員にお尋ねください。

岐阜地方法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
平成30年10月1日から 平成30年12月28日まで(予定)	羽島市江吉良町字西郷中， 字小作山，字南郷中， 字打垣，字村前，字鍵田， 字九ノ田 羽島市舟橋町字半明 羽島市上中町長間字十二割 以上の一部	土地区画整理事業